

令和5年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年6月1日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和5年6月23日 午前10時00分			議 長 辻 浩 一	
	閉会	令和5年6月23日 午前11時42分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	水 山 洋 輔	出	9番	宮 崎 良 平	出
	2番	大 串 友 則	出	10番	川 内 聖 二	出
	3番	古 川 英 子	出	11番	増 田 朝 子	出
	4番	阿 部 愛 子	出	12番	森 田 明 彦	出
	5番	山 口 卓 也	出	13番	芦 塚 典 子	出
	6番	諸 上 栄 大	出	14番	田 中 政 司	出
	7番	諸 井 義 人	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	山 口 虎 太 郎	出	16番	辻 浩 一	出

地 方 自 治 法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市 長	村 上 大 祐	市 民 課 長	
	副 市 長	早 瀬 宏 範	健康づくり課長	
	教 育 長	杉 崎 士 郎	統 括 保 健 師	
	行政経営部長	永 江 松 吾	子育て未来課長	
	総合戦略推進部長	三 根 竹 久	福 祉 課 長	
	市民福祉部長	小 池 和 彦	農業政策課長	
	産業振興部長	井 上 章	茶業振興課長	
	建 設 部 長	井 上 元 昭	観光商工課長	
	教 育 部 長	山 本 伸 也	建 設 課 長 兼 農林整備課長	
	観光戦略統括監	近 藤 光 則	新幹線・まちづくり課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太 田 長 寿	環境下水道課長	
	財 政 課 長	中 村 忠 太 郎	教育総務課長	
	税 務 課 長		学校教育課長	
	企画政策課長		会計管理者兼 会 計 課 長	
	広報・広聴課長		監査委員事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		農業委員会事務局長	
	SAGA2024 推 進 課 長		代表監査委員	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒 井 八 重 美		

## 令和5年第2回嬉野市議会定例会議事日程

令和5年6月23日（金）

本会議第4日目

午前10時 開議

- 日程第1 討論・採決
- 議案第25号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて
  - 議案第26号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて
  - 議案第27号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて
  - 議案第28号 専決処分（第6号）の承認を求めることについて
  - 議案第29号 専決処分（第7号）の承認を求めることについて
  - 議案第30号 嬉野市役所の位置を定める条例について
  - 議案第31号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議員派遣について
- 日程第3 閉会中の付託事件について

---

### 午前10時 開議

#### ○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

討論・採決に入ります前に、先般、6月19日の本会議において、一般質問の中止を皆さんに御承諾をいただいておりますが、同日、議会運営委員会において、一般質問を取りやめ文書質問を行う旨、決定をいたしておりました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

次に、議案第30号 嬉野市役所の位置を定める条例については、地方自治法第4条第3項の規定に基づき、出席議員の3分の2以上の同意が必要となります。

日程第1. 討論・採決を行います。

それでは、議案第25号 専決処分（第3号）の承認を求めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第25号の討論を終わります。

議案第25号について採決をいたします。

議案第25号を原案のとおり承認することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第25号 専決処分（第3号）の承認を求めることについては承認することに決定をいたしました。

次に、議案第26号 専決処分（第4号）の承認を求めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第26号の討論を終わります。

議案第26号について採決をいたします。

議案第26号を原案のとおり承認することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第26号 専決処分（第4号）の承認を求めることについては承認することに決定をいたしました。

次に、議案第27号 専決処分（第5号）の承認を求めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第27号の討論を終わります。

議案第27号について採決をいたします。

議案第27号を原案のとおり承認することについての賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第27号 専決処分（第5号）の承認を求めることについては承認することに決定をいたしました。

次に、議案第28号 専決処分（第6号）の承認を求めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第28号の討論を終わります。

議案第28号について採決をいたします。

議案第28号を原案のとおり承認することについての賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第28号 専決処分（第6

号)の承認を求めることについては承認することに決定をいたしました。

次に、議案第29号 専決処分(第7号)の承認を求めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第29号の討論を終わります。

議案第29号について採決をいたします。

議案第29号を原案のとおり承認することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第29号 専決処分(第7号)の承認を求めることについては承認することに決定をいたしました。

次に、議案第30号 嬉野市役所の位置を定める条例についての討論を行います。討論はありませんか。山口虎太郎議員。

#### ○8番(山口虎太郎君)

議案第30号、反対討論を行います。議席番号8番、山口虎太郎。

令和5年第2回嬉野市議会定例会において、議案第30号 嬉野市役所の位置を定める条例について反対する。

反対の理由。

議案質疑において、庁舎の位置を定める条例について、6月議会に早期に出す必要の根拠を伺ったが、疑問が残りました。

2番目に、嬉野庁舎利活用、周辺まちづくりの協議がなされている中で庁舎位置条例を議案上程は、塩田の市民の不安をさらにおおると考えました。建設後でも条例ができるのと議会特別議決案件であり、急ぐ必要はないという私の考えで反対をいたします。

さらに、庁舎建設へ向けたスケジュールの中、合併特例債活用で庁舎の位置条例を急がなければならないという自治法上の関連はないと県より伺っております。

以上、また、嬉野市役所に機能を残すということにおいて嬉野市民に安心を与えるとは考えますが、塩田の庁舎の利活用の中で出張所条例とか、市民との対話がまだ不十分であり、慎重に進めるべきであると考えました。

以上の理由で反対討論といたします。

#### ○議長(辻 浩一君)

ほかに討論はありませんか。賛成はありませんか。梶原睦也議員。

#### ○15番(梶原睦也君)

私は、この議案に対して賛成の立場から討論をいたします。

今回のこの議案に関しては、議会としても基本構想、基本計画、これは賛成して認めてお

ります。この予算執行についても、スムーズな予算執行をするためにも、この議案に関しては通しておかないとスムーズな執行ができないと、そういう思いであります。

今述べましたように、議会としても基本構想、基本計画は賛成しているわけですので、しっかりとこの議案を通して、嬉野市の活性化のためにこの庁舎問題に関してはしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、この議案に賛成の討論をさせていただきます。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

ほかにありませんか。水山洋輔議員。

**○1番（水山洋輔君）**

それでは、議案第30号 嬉野市役所の位置を定める条例についての反対討論をいたします。議席番号1番、水山洋輔でございます。

まず、理由といたしまして、1点目に、当初予算において庁舎整備関連事業として庁舎の整備に関する一部の予算は議決しているものの、今後の実施計画や実施設計において詳細な事業費が明確になり、庁舎整備に係る費用としての建設費が具体的に予算計上された段階、あるいは新庁舎の建設工事が着工した段階にて位置条例を審議するほうがよりよいと考えます。

2点目に、合併特例債の申請条件として、現段階において新庁舎の位置条例の制定が必須というわけではなく、県と合併特例債の利用について協議をする上での段取りであり、位置条例については、遅くとも令和7年度中に施行されれば合併特例債を使える要件を満たすということで理解できました。

3点目に、塩田庁舎の利活用検討委員会にて基本構想が出された上で位置条例を審議するほうがよいと考えます。

嬉野市役所の位置を定める条例については、市民に対して今後の行政の窓口のあり方を示す意味でも重要な議案と考えます。庁舎の位置については1庁舎体制とし、嬉野第2庁舎周辺ということで異存はございませんが、現段階での議案第30号 嬉野市役所の庁舎の位置を定める条例については、上記の理由により反対いたします。

**○議長（辻 浩一君）**

賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに反対討論。芦塚典子議員。

**○13番（芦塚典子君）**

議案第30号 嬉野市役所の位置を定める条例について、反対の立場で討論いたします。議席番号13番、芦塚典子です。

令和5年6月1日から始まる今議会において、議案第30号 嬉野市役所の位置を定める条例が提出され、審議がなされました。この議案については、この議会において制定を急がれるのは、市政においても、市民にとっても問題を抱える事案と考えます。

まず1点目として、市役所の位置を定める条例については、先ほど議長が申し上げられましたとおり、特別多数議決とされている点であります。市役所の位置を変更するに当たっては、住民の最も便利であるように、交通事情、他の官公署との関係等について、適当な考慮を払わなければなりません。また、市役所の位置は住民の利害に関する点が大きく、まち全体の環境の変化を来し、市民にとって住環境の変化に不安材料となります。したがって、位置を変更する条例には慎重になるようにとする趣旨から、特別多数議決という議決方法を自治法は定めております。殊のほか、慎重な取扱いが必要であり、また、議会でも特別多数議決に対しても十分な審議が必要であったと思います。

第2点として、塩田庁舎等利活用検討委員会が今年1月に設置され、塩田町全体へのアンケートやワークショップなどを経て、来年、令和6年1月をめどに基本構想をまとめる方針を示しております。したがって、アンケート調査の結果も公表されていない状況であり、塩田庁舎のあり方を町民に示していない現状では、塩田庁舎の将来像が白紙のまま新庁舎の位置だけ決定するというやり方では、市民の間では嬉野市政に対して不安、あるいは落胆の声が出ております。今後、塩田庁舎等利活用検討委員会の審議が十分に検討され、利活用の青写真が見えてから市民に公表し、説明と対話を重ねていけば、市民の了解と納得は得られると思われるし、不用意な反対や疑念の声は出ないと考えます。塩田庁舎等利活用検討委員会の基本構想ができて、市民が納得できる時期が改正の適切な時期であると思います。

次に、第3番目として、新庁舎建設計画が3月議会で可決されておりますが、いまだ基本設計と実施設計の段階がこれからの計画であって、今回の6月議会への上程においては確たる予算が提出されていない状況です。さきの議案審議において、地方自治法が定める予算先議原則がどのような形で具体化されたのか伺いましたが、明確な答えはいただけませんでした。予算先議原則は、地方自治における二元代表制に関わる重要な原則であると思います。予算とは税の使い方であり、市民にとって重要な税の使い方、これは議会が決定することです。この原則が支える根本的な理由であります。

したがって、公の施設を設置するには、どのような施設を建設し、どれだけの予算が必要なのか、それを執行部が明確に説明していただき、議会が先にその議決を行うからこそ、設置が決められるというのが本旨であります。これが予算先議原則の意味するところで、予算を伴う条例、規則等について制限を規制する地方自治法第222条第1項は、「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」と規定があります。2項についても同じような、これを制定、

改正してはならないという記述があります。このような地方自治法に明記してある法律は、いかなる事態においても、地方自治体として法律に遵守した事務処理を遂行すべきではないかと思えます。

以上、要約して3つの大きな条件にまだ不備と時期が整っていないという見解で、第1のこの条例の議決方法が特別多数議決という法律であるから、この条例を慎重に審議すべきであるということ、第2にこの条例の制定時期に関しては塩田庁舎のあり方が明確に示されていないということ、塩田庁舎の利活用の青写真を示す時期が必要ではないか、それと第3点として予算を講じる時期、いわゆる市が目指す新庁舎と塩田庁舎の新たな利活用が明らかになった時点で、また、新庁舎の設計等、具体的な建設事業費といった予算が議会に明確に示され、可決された時点で、今議会で提出された条例は地方自治法第222条を満たすことができ、可決することができると思えます。したがって、現時点においては、地方自治法に遵守しない嬉野市の法解釈には賛成できない。

以上3点に重きを置いて、賛成できないとして、嬉野市の位置を定める条例に反対いたします。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

ほかに討論はありませんか。田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

議席番号14番、田中政司です。議案第30号について賛成の立場で討論を申し上げます。

ただいま3名の方から反対討論がございました。時期が早過ぎるというふうなことでございました。確かに、今まで他の自治体等においては、いろんな時期に提出をされております。そういう中で、今回この時期に条例案を提出された執行部、これは非常に考えられたらうと私は思います。嬉野庁舎をどうするのかということで、嬉野市民、いろんな考え方の中でようやく話合いというか、いろんな場で話合いが持たれ、我々もそういう中で基本構想、基本計画、ここまでは議会が承認をし、可決しております。

そういう中で、先ほど議員のほうから予算との関連を申されましたけれども、本年度の当初予算において庁舎整備の予算は提出をされております。そういう中で、その予算の原資は合併特例債を使うというふうなところです。今後、基本設計をやっていく、そういう必要な予算については合併特例債を利用していく。

そういう中で、先ほど議員のほうから、それはここで庁舎の位置を決めなくても影響はないと伺ったというふうな答弁でした。しかし、私も議案質疑で申し上げましたけれども、やはりここは今までにいろんな問題があった嬉野庁舎です。執行部としては一つ一つ、基本構想、基本計画、今度、実施設計をやっていく段階において、やはりちゃんと皆さんの同意を得て、新庁舎の位置を嬉野庁舎にしますということをここははっきりと決めて、そして、今

後やっていく。

そして、塩田庁舎の問題、これについては触れてありません。逆に私は、ここで塩田庁舎について触れてあるような条例ならば反対をしたと思います。今どうなるかも分かっていない塩田庁舎について何も触れていない。議案質疑の中で、今、協議をし、検討をし、そして、最終的にどういう形で塩田庁舎を生かしていくのか、これは検討委員会の中で十分に議論して、そして、条例化するのか、あるいはほかの形でやるのかということ考えているというような、そういう答弁がありました。何ら問題がないと思います。

県との協議、国との協議、合併特例債を利用する、いろんなことで嬉野は問題なく庁舎をこういうふうにして、合併特例債を使ってつくっていきますと。基本構想、基本計画、我々はその場で可決をしたわけだから、それに対して何ら異論はありませんし、ここは私は賛成をするべきだろうというふうに思いまして、皆さん方の賛成をよろしく願いして、私の賛成討論といたします。

**○議長（辻 浩一君）**

ほかに討論はありませんか。大串友則議員。

**○2番（大串友則君）**

私は、議案第30号に反対の立場から討論をさせていただきます。議席番号2番、大串友則です。

先ほど賛成討論のほうをお伺いしましたけれども、その気持ちは全然分かりますけれども、やっぱり地域の市民の方には、塩田庁舎がどうなるんだろうと不安に思っておられる方がたくさんいらっしゃいます。それが多数派であろうが少数派であろうが、やっぱり市民の意見として素直に聞くべきだと私は思います。

今議会において庁舎の位置条例の改正案を出す特別な理由がない以上は、そういう市民の意見にも寄り添った段階での出す時期があると思いますので、私は庁舎を嬉野町大字下宿乙の1185番地に移すこと自体に反対するのではなく、もうちょっと市民の意見に寄り添った行政であってほしいという思いから反対をいたします。

以上でございます。

**○議長（辻 浩一君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第30号の討論を終わります。

議案第30号 嬉野市役所の位置を定める条例について採決をいたします。

議案第30号 嬉野市役所の位置を定める条例については、冒頭にもお伝えしましたように、地方自治法第4条第3項の規定に基づき出席議員の3分の2以上の同意が必要となります。それを満たさない場合は否決となります。本日の出席議員は16人であります。議員数の過半

数です。また、その3分の2は11です。

議案第30号 嬉野市役所の位置を定める条例についてを原案のとおり決定することについての賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成10で3分の2に達しておりません。したがって、議案第30号 嬉野市役所の位置を定める条例については否決をいたしました。（「議長」と呼ぶ者あり）  
山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

本日、議員発議として、山口虎太郎議員から発議第3号 議案第31号令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案についてが提出され、同日、議会運営委員会が開催されました。これを追加議事日程として、日程に追加して議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1. 発議第3号 議案第31号令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案についてを議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

---

発議第3号

議案第31号令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案について

このことについて、別紙のとおり地方自治法115条の3及び嬉野市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和5年6月23日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

提出者 嬉野市議会議員 山口虎太郎

賛成者 嬉野市議会議員 芦塚 典子

理由 議案第31号令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の一部を修正する必要があるため。

---

あと、議案第31号一般会計補正予算（第3号）の修正動議。

今回6月補正で出された歳出款7. 商工費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業（経済活性化事業）1億7,230万円と、歳出款7. 商工費、目. 観光費1億2,000万円について修正動議をお願いするところです。

続きまして、発議第3号 議案第31号令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案、お手元の資料を見ていただきたいと思います。

---

議案第31号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の一部を次のように修正する。  
（歳入歳出予算の補正）

令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）第1条中、「1,090,997千円」を減額し「798,697千円」に、「20,375,579千円」を「20,083,279千円」に改め、「第1表 歳入歳出予算補正」の一部を次のように改める。

---

あと詳細の資料においては、添付のほうを御覧いただきたいと思います。

続きまして、提案の理由。

第1、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業（経済活性化事業）について。

1、コロナ経済対策として本市が緊急に行うべきことは、大きな影響を受けた市民への生活支援が優先されるべきであり、併せて市内地域へ経済を回す支援と考える。

2、原油価格や物価高騰による消費の落ち込みで打撃を受けている市内店舗へ本事業を行うとあるが、加入店舗と未加入店舗、大型店舗等との間の平等性に問題があると考えます。

3つ目、全市民に公平性のある事業をすべきであり、また、学校給食費無償化や公共料金等支払いへも利用できる支援とすることが望ましい。

2つ目、嬉野温泉駅開業1周年特別企画誘客促進事業について。

1つ、新幹線でお越しの宿泊者に対する利用促進の理解はするが、1周年特別企画を行うには市民と職員が共に汗をかく事業が今後誘客に繋がる。あわせて、市内おもてなし事業を観光戦略として取り組むのが喫緊の課題と考える。

2つ目、新幹線利用宿泊者の確認、助成金の支払い方法など疑問が残る。国内外からのお客様に振込口座確認などできるのか複雑な問題があり、予算説明が不十分である。

3つ目、嬉野市観光戦略の市長挨拶に記載の通り、市内の地域資源をさらに磨き、観光内

容を構築することが急がれる。事業財源の目的に地域経済を回すとあり、本事業は再考すべきである。

以上の点から、歳出款7. 商工費の各事業、地方創生臨時交付金は地域経済活性化のために国より交付される大切な財源です。嬉野市として地域経済を回すために、市民への有効で公平性のある事業を行う必要があるため。

一般会計補正予算（第3号）の原案のうち、第1、款7. 商工費、目2. 商工振興費、事業名、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業（経済活性化事業）及び第2、款7. 商工費、目. 観光費、嬉野温泉駅開業1周年特別企画誘客促進事業の計2億9,230万円を修正する必要がある。

以上がこの修正案を提出する理由である。

参考として、令和5年度嬉野市一般会計歳入歳出予算補正事項別明細書における修正箇所を別紙のとおり示す。

目. 商工振興費がゼロ円となります。もう一つ、観光費1億2,000万円がゼロ円となります。

以上が私の提案理由です。

#### ○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第3号 議案第31号令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第3号 議案第31号令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

次に、発議第3号 議案第31号令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案についての質疑を行います。

なお、発議第3号 議案第31号令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案については、追加議案で通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。質疑はありませんか。森田明彦議員。

#### ○12番（森田明彦君）

簡潔に確認をしたいと思いますが、今、るる御説明をされて、代案に近いものをお聞きしたところでございますけれども、概略的過ぎて、代案の内容を、もう少しこうすべきだというような具体的な内容をお聞かせ願いたいということと、もう一点は、今回は地方創生の臨時交付金を活用されておりますが、当然これをし直すということになれば、一旦ここがゼロということで、次に計画をしたときに確実に今回のような財政の措置が取れなかった

場合、どのような対策まで考えられて今回修正案という形で出されたのかということ、ここも含めてお聞かせ願いたいと思います。

それともう一点は、3点目になりますけど、先ほどの説明の中で学校給食費の無償化に持っていくべきであるというような発言をされておりましたけれども、議案を提出されたいきさつからして、そこはちょっと問題が別の次元ではないかと考えます。

その3点について、ちょっと合理的な説明をお願いします。

#### ○8番（山口虎太郎君）

お答えします。

まず、動議を出した意義は、観光商工課の中で2億9,000万円近くのお金が流れます。これが原資としては地方創生臨時交付金の、その意義として地域経済を回すというお金の使い方を言われております。その使い方として私が提案の理由としましたのが、3つ目には、全市民に公平性のある学校給食とかというのは、これは私の思いであり、政策的には執行部がつくるのが原則です。これは私の思いを言ったわけで、原則、政策の中身は執行部がつくれます。

それがゼロ円になるということでのお尋ねなので、それは一旦修正動議が成立しますとゼロ円になります。ゼロ円になった場合どうなるのかといいますと、執行部は第1案、第2案という形で常に考えておられます（126ページで訂正）ので、そういう第2案、第3案を次の段階として準備されるはずです。職員の方はそこまでちゃんと下準備を考えた予算執行の提案でありますので、私はそこは別に、執行部が次の臨時会を開いていただいて提案していただければ、また議論できるし、また、賛成もできる部分はあるかというふうに考えております。

3つ目は、すみません、何やったですかね。（「財源」と呼ぶ者あり）

3つ目の財源としては、地方創生臨時交付金ですので、一旦ゼロにしなければならないという経理上の問題があります。一般会計の場合は予備費に置くという形で対処ができると聞いております。今回は一旦ゼロになりますので、執行部からの再構築を、第2案、第3案を出していただいて、臨時会でも提案していただければまた可能であると考えます。

#### ○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

#### ○12番（森田明彦君）

ちょっと理解しにくい部分が多々あったんですけども、まず基本に立ち返りまして、議員は所管の産業建設の委員会、別途の委員会において、なぜこの辺をもっと深く御質問なされなかったのか。本来、委員会でもっと掘り下げて、質問もしくは疑義を唱えるべきであるのが普通本来のまず並びじゃないですか。特にあなたは副委員長までされていらっしゃるからね。その委員会の席上ではこういった発言はなさっていないということで、いきなり

この動議という形、修正案という形で出されるのは、いささか理解に苦しむわけです。簡単でいいですけど、そこをちょっと説明願いたい。

○8番（山口虎太郎君）

お答えします。

常任委員会の中では、この問題は、ほかに方法はなかったのですかということは聞いております。その上で、議会のほうの議案審議というものをずっと考慮しまして、今回こういう動議に至った経緯です。

○議長（辻 浩一君）

3回目、森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

じゃ、3回目になりますけど、今、議員おっしゃったように、ほかに適当な計画はできなかったのかというふうに今おっしゃいましたけど、それは議員としておかしい発言じゃないですか。確たるこういう使い方をすべきじゃないかというような自分の政策的なものをもって言うべきであって、ほかに何かないですかみたいな、そういう曖昧な御質問をされたということであれば、そこはちょっと問題じゃないですか。ちょっとそこについて答弁願います。

○8番（山口虎太郎君）

森田議員が言われるのは分かります。議案質疑という形で沿うわけなんですけど、予算の金額とか、予算を出されている内容のよしあしを議論するわけで、我々議員が何をやってくれ、何をやってくれ、こういう方法はないかというのは当然一般質問として言われると、今までがそういうふうになってきました。そこは、我々は議員として常任委員会の中ではそこまで言う必要はないなということで、一般質問のほうでできれば考えるという形にしております。

○議長（辻 浩一君）

ほかに質問ありませんか。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

今回出された動議について、数点質問をいたします。

まず、山口虎太郎議員が今おっしゃった、いわゆるこれを否決した場合には執行部が再度どうにかするであろうということなんですけど、我々議会が果たしてそういうふうな議場の場がいいのかと思うんですよね。そこが1点ありまして、2億円のいわゆる国からの交付金、新型コロナウイルスで非常に大変だった地域経済を活性化するために使ってくださいと、いろんなメニューがあります。そういう中から市が、執行部が、じゃ、何に使おうか、どういう使い方をしようか。議案質疑でも申し上げました。開業1周年を迎えて、いわゆる嬉野の税金を使っていかにお客さんを増やすか。そういう中で、私は統括監に、これを進めるに当たって旅館組合、あるいは観光協会との話し合いは行われましたかと。行いましたという答弁

でした。そういう中で執行部がやってきたわけですね。そして、ここに出してきた。

しかし、その使い方というか、やり方がまずいから——まずいからね、はっきり言って。山口虎太郎議員はこれじゃよくないから、これを一気に落とすと。国が交付金として、こういうメニューの中で使ってくださいというふうにやった。じゃ、こういうふうにして活性化しようということをこの時期に——この時期にですよ、崩す、なくなす。再度これをまたというのに、はっきり言って議員は、質疑でもありましたけれども、この予算については本年中、令和5年中に何とか執行して、1月には成果として出さんぎいかん、そういう議案質疑の内容だったと。それをここで、そういう理由でこういう動議を出されて、どうにかすると嬉野市にとって何にも使えない予算というふうになるんじゃないですか。

我々が議会を開催すると——議会側からは言えないんですよ。あくまでも執行部が、市長が議会は開催をするわけです。そういう中でこういう動議を出されたというその——ただ単純にこういう案では納得いかないから全部原資である交付金を切って、そして、再度考え直してもらおうと。非常に無理のある動議だというふうに私は思いますけど、その点いかがですか。

#### ○8番（山口虎太郎君）

お答えします。

地方創生臨時交付金の第1回目の査定は5月28日に一応済んでいます。次が2回目なんです。2回目の予算の中で、市のほうで予算組みをされた。この予算組みの中に対して、これはまだ市民全体のために2億9,000万円が生きるような方法があるんじゃないですかということでの動議です。

動議というのは当然予算を止めます。ゼロ円にして止めます。その後どうなるかというのは、先ほども言いましたように執行部が再構築をして、議会にこれでどうかという形で出すわけです。それが通常、ほかの市議会でも当然やられております。ここだけがお金をなくしたけんがどうするんだという形にはならないと思います。そこまで職員の方はちゃんと考えて、次の第2案、第3案をちゃんと考えておられます。（126ページで訂正）

#### ○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

#### ○14番（田中政司君）

現実的に今6月ですよ。ただでさえ、今からこれを使い道——予算は予算として、あと主要な事業の説明書等にもあったように、どういうふうなPRをしていくのか、あるいは「うれしかーど」についてはどういった形でポイントをやっていくのかというその準備だけでもかなりの期間が必要となるんですよ。それをここでまた一からやって、今年度の交付金に本当に間に合うのかというそこなんですよ。

ただ、内政干渉というかね、執行部はこれはできますよみたいな形の中でのこういう予算

の動議、事業の動議というのが果たしてね、私はあまりにも乱暴過ぎると。これは期限がなければ、それはいろいろあるかとは思いますが、そこら辺までしっかり調べてからの動議なんでしょうか。

○8番（山口虎太郎君）

お答えします。

以前、田中議員も言われたとおり、要するに議会に執行権はありませんと。出された議案を議論してやると。その中で、出された議案に対して動議というものは、その予算を一回止めます。だから、止めたものはまた、執行部の方も一生懸命、これは使わんばいかんとですよという形でまた再提案を準備するのが通常のやり方です。別に私が無責任にやっているわけじゃないんです。

○議長（辻 浩一君）

ほかに。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

まず、1点目にお尋ねしますが、先ほど議員がおっしゃられた内容でちょっと、いまいち理解ができなかったので、教えていただきたい。

今回、動議まで出して、これを一回ゼロにするというような状況の中で、議員おっしゃられた中で、経済の活性化対策にはなっていないということもおっしゃられましたけれども、具体的にどういうふうな状況を基にそのような発言をされたのか、お尋ねしたいと思います。

○8番（山口虎太郎君）

いや、諸上議員、もうちょっとゆっくりしゃべっていただけませんか。速くて聞き取れない。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員、もう一回。

○6番（諸上栄大君）

ゆっくりしゃべります。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

先ほど議員のほうから、経済活性化対策にはならないというような文言が言われましたけれども、何を根拠にそういうふうにお考えになられたのかをお尋ねしたい。そこをまず1点お願いします。

○8番（山口虎太郎君）

第1案のほうですね、私はばらまきとは言っていないんですが、予算の。（「私もばらまきとは言っていない」と呼ぶ者あり）だよ。この経済活性化は何と言われましたか。

（「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

はい。

○6番（諸上栄大君）

経済活性化の対象ではないというような文言でお話をされたかと思いますが、その根拠となるお考えを聞きたいという質問です。

○8番（山口虎太郎君）

分かりました。経済活性化の対象ではないとは私は言うておりません。そのお金の使い方に対して皆さんで議論して、よりいいものをつくりましょうというためのこういう議会制度の中でのやり方なんです。そこは諸上議員もお分かりだと思います。

こういう議論をしっかりとやることによって、次の段階で、また嬉野市にとってもいいものが生まれていく。そのためには、私もこういう議会制度の中のやり方をひとつ勉強して、こういう大きな予算がありますので、ぜひ市民の方に行き渡る、生活支援になるようなことにぜひ使っていただきたいということで反対討論を——いや、修正動議をかけているわけです。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。言った、言っていないは水かけ論になりますので、それで終わりますけれども、先ほど来、この動議をかけて議員は、いわゆるこういうお金の使い方に関してはおかしいと。だから、今回は動議をかけて止めるというお考えなんですけれども、私も当初、予算を見たときに若干いろんな考えが出たんですけれども、その後、議案質疑云々で今までの経済、冷え込んだ市内の経済の活性化のため、それともう一つ、新たにできた駅の開業1周年をすばらしいものにしようという財源、これで観光客のリピーターの増加、それと冷え込んだ経済をまた復活させるというようなことで、執行部もたくさん説明をさせていただいたというところがあります。

ですので、私としては、この分に関してはある程度の納得はしたわけですが、そういう中でですけれども、先ほど来、議員がおっしゃられている、この議案を止めたから第2、第3の矢を出すだろうというようなのは、あまりにも執行部に対してタイトなスケジュール、この事業も1月には成果説明までせにゃいかん、報告をせにゃいかんというような状況であるということも議案質疑で説明をいただきました。

また、議員におかれましては、所管の副委員長としてそういう流れも重々承知の上だと分かっておりますけれども、それをあえてそこまでして、第2、第3の矢を練っているんじゃないかというような根拠、それはどこに置かれてそのような発言をされたのか。あまりにも私、それは乱暴過ぎる根拠だと思います。（「いえ……」と呼ぶ者あり）まだ最後まで聞いてください。ですので、その根拠を踏まえてしっかりと説明をしていただきたい。

以上です。

○8番（山口虎太郎君）

お答えします。

根拠と言われます。先ほども私は言いました。市民の方の生活支援になる、いろんな形で政策というものは提案されていていいと。その中において、今回の予算が商工振興費の中で1億7,000万円、観光費として1億2,000万円という形で出されたので、そこに私としてはもっと、今、諸上議員も言われたように、議会での議論もあったように、もっと使い方を考えていいんじゃないですかというためにこの動議の必要性を感じてお願いしたわけです。議長のほうにお願いして、今議会にかかったわけです。

何が根拠なのかというのは、要するに執行部の方は、常に第1案、第2案というものは考える。それは議員のほうでもそうでしょう。誰だって自分が営業してお金を使うときには、第1案、第2案を持っていて当たり前ですよ。それをやらないということは、せっかく大事な国からの交付金、自由に使えると言われているこの交付金をもっと有効に使うことが私は大事じゃないかと考えます。

○議長（辻 浩一君）

3回目、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

3回目の質問ですけれども、そもそもこの動議をかけるに至った理由に関しては、私も話を聞いていて、五十歩百歩譲ってかな、理解できるところもあるかな、ないかなという状況ですけれども、なぜ——じゃ、そもそもこの補正の予算に反対するというような意を表さなかったのか。どうしてもこの1億ウン千万、2億ウン千万のあれが納得いかないという状況であるならば、そこは補正予算反対だよという意見でもいいんじゃないのかと私は思うんですけれども、最後にそこをお尋ねしたいと思います。

○8番（山口虎太郎君）

お答えします。

この中に、予算全体の中には独り親家庭へ5万円とか、それから、子ども支援手当に3万円とか、そして減額、要するに低所得者層への200万円とかいういろんな形の国の予算が投入されております。そういうところも含めて、今回は修正動議で観光予算の部分だけをお願いするという形で考えましたので、以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

山口虎太郎議員にちょっと質問をいたします。

最初のほうの答弁の中に、経済活性化事業においては、「うれしかーど」について公平性を得ないという言葉がありましたけれども、私は公平に——「うれしかーど」だから、皆さん同じように嬉野市民は持っておるし、一昨年も「うれしかーど」にポイントとして付与さ

れましたけれども、今回は先払いのポイントじゃなくて、後払いのポイントになるので、2倍の効果があるということで、かなりの経済活性化を担当課は説明を、私が質問したときにもされたと思うんですけど、どこが不平等なのか教えてください。

**○8番（山口虎太郎君）**

今回は事業者の方へのお金の使い方ですね。要するに観光商工課において、事業者のほうへ市民が来られて、お買物された後に対してそのまま100%のポイントのお返しをするという事業なんですね。そういうことが結局、私が考えるには、まず、やはり市民の方への、前回よりも金額もポイントカードの支援は大きくなっています。このお金の金額を考えますと、もっとほかに使い勝手があるんじゃないかという部分と、市民の側にお金を回していったほうがより有効に各商店に、事業者に使われる。この点で、私はポイントカードの事業者のほうに置くという点で疑問を感じているわけです。不平等を感じているわけです。

事業者でも前回、皆さんも資料を見られたとおり、スーパーの方、また、一般小売店の方、普通雑貨店の方、いろんな形でそれなりの大きな違いが出ております。そういう点をどうやるかというのをまだ是正がされていないと、使い方に対して。そこをせつかく国の支援を受けながらやるからには、もっと市民の皆さんには物価高の中で利用できるような使い方にしたほうがいいんじゃないかと考えます。

**○議長（辻 浩一君）**

諸井義人議員。

**○7番（諸井義人君）**

消費行動の結果を言われても、それは各個人の行動なので、それをいろいろ言われたらちょっと困るわけですけども、観光商工課としてもお店の数がちょっと少ないということで、対象事業者を大いに増やそうということで、日々お店のほうにも折衝してもらっているけれども、それ以上に増えていないからしょうがないところはあるんですけども、どうですかね。

一昨年、1万5,000円だったかな、あったとき、山口虎太郎議員もそのポイントをおもらいになって、使うときにそんなことを考えられたのか、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

**○8番（山口虎太郎君）**

私はあのポイントを使うときに、何に使おうかなと、何ば買おうかなという点で、まず生活雑貨という形をちょっと避けて、嫁さんもらっていますので、俺は電気屋さんとか、靴屋さんとかという形で考えて使いました。ほかは、我々とか上の年金暮らしの方々はもっといろんな形で辛抱しながら、カードの使い方はされております。だから、私としては、このポイントは市民の方へ付与したほうがより効率的にできるんじゃないかなということで考えていました。

**○議長（辻 浩一君）**

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

言われておるのがちょっと理解できないところがあるんですけども、これは市民へのポイント付与だから、使った後、後払いのポイントなので、公平になっているんじゃないかなと。今回、ほかの議案でも出ていたように、年金生活者の非常に苦しい方、非課税世帯、そういうところにはそれなりの手当てを国がしていますので、かなりやっているじゃないですか。それ以上に市民への手当てと市の事業者への手当てという形での、今回、嬉野市としての提案は非常にいい提案だと私は理解していますけれども、よく議員がおっしゃっているのが、不公平になっているというところはちょっとまだ理解できないでおります。

○8番（山口虎太郎君）

私は、基本的に市民の方へ商品券とかポイントとかが渡れば、やはりもっと効率よく使っていただける。そこは議員との考え方の違いかなというふうに思っております。

この1億7,000万円をいかに有効に市民の方から使っていただけるのか。物価高騰で生活資材も相当上がっております。そういうところで支援を考えていったほうがいいんじゃないかという点で、私はこの動議をかけたつもりです。

○議長（辻 浩一君）

ほかに質問ありますか。川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

山口虎太郎議員にちょっと質問いたしますけど、この新型コロナウイルス感染症緊急対策事業（経済活性化事業）、この事業を把握されていますか。どのような事業か、理解されていますか。（「分かっていますよ」と呼ぶ者あり）

今回ですよ、事業所向けとか、そういう問題じゃないんですよ。山口虎太郎議員は副委員長であって、質疑をされていませんけれども、皆さん聞かれましたよ。執行部のほうが現金を使った分の100%、ポイントを市民に付与しますと。先ほども市民に付与しないとか言っておられましたけど、付与されるんですよ、現金使った分を。（「付与しないとは言ってないですよ」と呼ぶ者あり）いや、言いましたよ、今の前。

それで、今回のような2倍の——諸井議員も申されましたけど、このようなすばらしい事業、ほかの自治体もまねしていただきたいぐらいの活性化事業ですよ。その辺をあなた自体、考えがそぐわないか、それとも事業を把握されていないか分かりませんが、これに関しては本当、改めてちょっとお伺いしたいと思います。

○8番（山口虎太郎君）

お答えします。

事業にそぐわないか、そぐわないかと、そんな問題じゃないんですよ。1億7,000万円のお金は市民の生活支援のためにしっかりと回す。しかも、早急に回す。それが嬉野の今

の——人口は分かりますか、総人口の40%が65歳以上の高齢者の人口の層になっているわけです。その人たちは当然年金暮らしなんです。そういう中で、この1億7,000万円のポイントカード事業をやると。しっかりと全体の生活支援のために回す、そういう事業をやっていたら私は賛成しますよ。倍になすとか、そういう問題じゃないです、私の考えは。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

そして、先ほど商品券等でと、早急に市民の方々に付与をお願いするようものを申されましたけど、何で商品券じゃないのか、それはもちろん今まで産建で、もう6年もいらっしやいますので、何で「うれしかーど」になったのか、それも十分承知だと思えますけど、（「はい、分かっていますよ」と呼ぶ者あり）何であなたがここで商品券での付与ということをおっしゃったんですか。あれをつくるためにどのような経費がかかりますか、御存じですか。——私、まだ話していますけど。今回、「うれしかーど」にされた理由を本当に御存じなんですか。それをどうして商品券でということをごここで言われたのか、私は分かりませんが、お伺いします。

○8番（山口虎太郎君）

お答えします。

当然やり方にはいろいろあると思います。その中の一つとして商品券もあるだろうという市民の皆さんの声もあります。今回、商店街の役員さんたちの中の話にも、もっとほかの1億7,000万円の使い方もあるんじゃないかという声も聞いております。その上に立って、私はこういう判断をしました。いかがですか。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

1億7,000万円の使い道は分かりますけれども、そしたら、はっきり言って予算審議、常任委員会の際にそのような発言を執行部のほうにさせていただければ、私はここであなたに言うことはなかったと思うんですよ。何でそのときに言わなかったんですか。

○8番（山口虎太郎君）

川内議員、今さら常任委員会の際の云々を何で責める必要がある。それは関係ないです。要するに議案質疑という委員会の中でのそういう質疑、そして、全体での質疑、その中で私は考えましたので、別に問題はありません。

○議長（辻 浩一君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ちょっと暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで発議第3号の質疑を終わります。

暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

先ほど私が発言した第1案、第2案、第3案という内容なのですが、執行部の方が考えておられるのではないですかという言葉で修正させていただきます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、発議第3号 議案第31号令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案についての討論を行います。討論はありませんか。反対討論はありませんね。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、発議第3号 議案第31号令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案についての反対討論を行います。

当該予算については地方創生臨時交付金を活用されており、この交付金は自治体ごとに幅広い活用が認められております。今回示されている事業は、両事業とも市内の経済活性化が目的として示されております。当該事業をすることで、市民や市内事業者への一定の経済効果があると理解いたします。また、事業期間についても9月から12月までと設定しており、1月には当該事業の効果を国に報告しなければなりません。

議案質疑において、嬉野温泉駅開業1周年特別企画誘客促進事業については、経済効果として1億3,200万円という額を示されました。事業期間中に目標とする人数、7,200人を目標とされていますが、その宿泊や食事、お土産の購入などにより1人当たり約1万8,500円の消費効果が見込まれていると思います。当該事業を現段階においてゼロにすることで、本来実施できるべき事業や事業効果が損なわれることを考えると、本市における経済損失は莫大

であると考えます。

よって、発議第3号 議案第31号令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案については反対いたします。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

議案第31号令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案について、賛成の立場で討論いたします。

今6月議会に上程される補正予算について、商工費、あるいは観光費について修正動議がなされておりますので、それに対して賛成の立場で討論いたします。13番、芦塚典子です。

議案として今回6月議会に上程されました補正予算の内容に、議案質疑の結果、商工費並びに観光費に疑義を感じております。補正総額10億9,000万円の内容に地方創生臨時交付金利用の一般会計補正予算1号、新型コロナウイルスワクチン関係予算並びに2号の子育て世帯支援事業には緊急性を含み、必要性を理解しております。一般会計補正予算（第3号）の商工費と観光費について、市民への施策の必要性を議案質疑の件で、商工費のみで活用するのは経済効果としては限定的であると感じております。

商工振興費1億7,230万円は「うれしかード」加盟店のみで利用されるということで、市内の事業者、あるいは生活者で100%還元することがなく、公平性に欠けていると思います。市内七十数店舗の加盟店で消費者の利用も、さきの「うれしかード」の使用も店舗がかなり偏在しておりまして、全ての加盟店に効果が行き渡ったということではなく、むしろ物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券等、これは内閣府がちゃんと認めておりますが、偏在性がなく、経済効果はより多く、市内店舗の総数の経済の下支えになると考えられております。

また、物価高騰の中、学校給食費、公共料金等の利用も内閣府が認めております。それで、現在困窮している市民への公平な支援をすべきであり、市内の事業者に対する支援においても、より多くの事業者の支援になるような施策に変更すべきと考えております。

先ほどの質問で学校給食費等の交付に対しては問題があるとの質問がありましたけど、低所得支援事業の中で内閣府がちゃんと認めております。令和5年の事務連絡で内閣府がちゃんとこれを認めております。

次に、観光費1億2,000万円について、新幹線利用の交通費一部助成との説明がありましたけど、これに対しても内閣府の支援としては生活困窮者並びに事業者に対する支援であって、市外からの観光客対象ではなくて、やはり地元で地元の人によるこの重点交付金を活用することが大事ではないかと思っております。また、観光事業としては、市内の人のおもてなし事業をやり、市内の観光事業を充実していくことが必要ではないかと思って、嬉野市を訪れる

宿泊客への満足度がさらに上がり、市内の事業者への経済効果があると考えられます。

この臨時交付金の目的は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う困窮者に対する支援でありまして、内閣府の事務連絡にも、この事業の趣旨は、支援の効果が生活者、事業者に直接的に及ぶ事業を交付対象としております。

それで、新幹線利用の交通費一部助成とありますけど、この事業は市外の旅行者に対する現金給付とも受け取れますので、市内の市民、あるいは事業者にとって不公平でありますし、今回交付されている重点交付金の趣旨に沿った事業を計画すべきだと考えます。また、市外からの旅行者の現金給付ではなくて、市内の観光施設を巡るバスとかタクシーの人材不足解消と市内のおもてなし事業の充実など、市内の生活者と市内事業者の窮状を支援する事業等に支援を考えるべきではないかと思えます。

物価高騰の中、低所得者の子育て世帯、低所得者の独り親、低所得世帯への国からの支援を除く市民への事業を直接効果があるような事業、生活者、市内の事業者への直接効果があるような事業をすべきと内閣府は推奨しております。

また、私がちょっと考えますのに、この重点交付金の中には農林業従業者への支援が見えてこないのです。農林業においても、物価高騰の影響を受けている酪農経営者の負担軽減の支援、あるいは農業水利施設の電気料金等に対する支援、施設園芸経営者の燃料費に対する支援等、やはり幅広い市内の事業者に対する支援を展開すべきではないかと考えております。

地方創生臨時交付金は国からの税金であります。地方経済を支える資金として、市内の生活者、市民に、あるいは事業者に還元し、支援することが嬉野市の地域経済を活性化し、経済効果を生むと考えます。

それで、先ほどの重点交付金の実施計画、あるいは事業計画変更については、内容の修正は可能であり、この申請は3回行うという内閣府の事務連絡があっております。それで、1回目は5月29日だったと思えます。2回目は10月2日、3回目は冬期といって最終の申請を受け付けると。1回目は5月29日、第2回提出受付は10月2日、第3回最終受付は冬頃に予定しているということで、既に提出した令和5年度実施計画の内容については必要に応じて変更可能とするということで、第2回提出の際に修正していただきたいという事務連絡があっております。

ただ、第1号、第2号については、重点交付金の低所得世帯支援については速やかな実施をすべきであるとして、今年12月の事業終了を義務としてはいないということです。ただ、12月中旬までに事業を完了させておく必要はありませんけど、支援世帯、住民税非課税世帯を確定しておく必要があるという内閣府の答えが出ております。それで、この事業を修正したら臨時交付金が受け取れないのではないかと、12月までに終了しなければいけないのではないかというような見解はこれで払拭されると思えます。

以上のような見解で、今議会に上程された2つの補正案に対してはさらに審議が必要と思

いますので、審議が十分に尽くされるまで執行留保を求めるということで、山口虎太郎議員の修正案には賛成いたします。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに討論はありませんか。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

議席番号11番、増田朝子です。議案第31号令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案に賛成の立場で討論いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業（経済活性化事業）1億7,230万円については、事業の目的に原油価格や物価の高騰による消費の落ち込みで打撃を受けている市内店舗の収益を向上させ、経済活性化を図るためとありますが、1、原油価格や物価の高騰による消費の落ち込みで打撃を受けている市内店舗は「うれしか一ど」加盟店だけではありません。この事業は目的にそぐわないと思います。

2、令和4年9月議会での経済活性化事業は市民全員に対し「うれしか一ど」ポイントが交付されましたが、今議会では1万5,000円上限額を1,000人に（130ページで訂正）100%のプレミアムとなっています。市民2万4,972人、2023年5月1日現在ですが、一部の人だけが恩恵を受け、公平公正さがないと思います。

3、事務局委託費1,100万円の説明にも納得がいきません。

続きまして、嬉野温泉駅開業1周年特別企画誘客促進事業1億2,000万円については、事業の目的に、嬉野温泉駅開業1周年を記念して新幹線でお越しの宿泊者に対して交通費の一部を助成することで駅の利用促進を図り、関西以東、中国四国地方からも新たな顧客獲得を目指すとともに、九州全域の顧客に対してもさらなるリピートを促進するとありますが、1、1周年記念事業に市民参画が全く見られず、1億2,000万円全てが委託費として支出されます。観光客受入れのための交通アクセスや観光スポットなどの環境整備、市民参画のおもてなしもなく、顧客のリピートを促進できるのかが疑問であります。

2、交通費助成の方法も複雑で、議案質疑でもありましたが、旅行者にとってお得感を私を感じません。

3、他の事業が検討されなかったか、議案質疑で質問いたしましたが、納得いく答弁ではなく、この事業ありきのように感じました。

4、これまでも誘客のためのPRは関西、中国地方で行われてきました。また、諸経費、消費税に2,800万円と高額で、内容にも納得いたしません。

今回の経済活性化事業の財源である新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金1億4,727万4,000円と嬉野温泉駅開業1周年特別企画誘客促進事業の財源である新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金（重点交付金）1億164万4,000円は、本来、新型コロ

ナウウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資することとあります。

令和2年9月議会には、市内経済浮揚策や支援が必要な方への支援策を積極的に打ち出していくことを求める附帯決議が可決されました。市長はこのことをどのように受け止めておられるのでしょうか。コロナウイルス感染症が5類に移行した今日でも、原油価格や物価の高騰により市民の皆さんは生活に困窮しています。他市町では水道料3か月間無料や住民対象の商品券、また、給食費無料など提案や事業がされています。本市でも、まずは住民の生活支援を重点に考えるべきで、市民に見える提案をしていただきたいと思います。

以上の理由でこの修正案に賛成いたします。（「議長、今、増田議員が発言の中で1万5,000円掛ける1,000人と言われましたけれども、説明書の中では1万人と書いてあって、便宜上1万人としているという説明もありましたので……」と呼ぶ者あり）分かります。

（「そこら辺お願いいたします」と呼ぶ者あり）でも、あれには書いてありますから、そういうふうに言いました。（「1,000人じゃなかですよ、1万人」と呼ぶ者あり）すみません、失礼しました。じゃ、そこは訂正いたします。1万人です。失礼いたしました。

○議長（辻 浩一君）

もうちょっと、そののところもっとはっきり言って。

○11番（増田朝子君） 続

先ほど「今議会では1万5,000円上限額を1,000人に」と申しましたけれども、そこは「1万人」に訂正させていただきます。

○議長（辻 浩一君）

ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決の順序は、まず議員発議の修正案を諮り、次に執行部案の原案についてお諮りをいたします。

まず、発議第3号、修正案を原案のとおり決定することに賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。反対多数であります。よって、修正案については否決をされました。

次に、議案第31号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、原案について採決をいたします。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第31号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）については可決をされました。

日程第2. 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。嬉野市議会会議規則第163条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思えます。なお、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員等の諸手続については議長に一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはそのように決定をいたしました。

日程第3. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のあったとおり、閉会中の継続審査とすることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の付託事件は継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で本定例会に提出されました案件の質疑、討論、採決など、全ての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会において議決されました各議案については、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和5年第2回嬉野市議会定例会を閉会いたします。

午前11時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 辻 浩 一

署名議員 諸 井 義 人

署名議員 山 口 虎太郎

署名議員 宮 崎 良 平